

## 第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第5回）

### 1 日時

令和2年2月17日（月） 午後3時30分から午後5時まで

### 2 場所

東京都庁第一本庁舎 25階 115会議室

### 3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、林委員、坂田委員、鈴木委員、横井委員、相川委員、橋本委員（8名）

※ 欠席 豊岡委員、笠原委員（2名）

### 4 事務局参加者

増田指導部長、小寺指導部指導企画課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、中嶋指導部義務教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、森川総務部企画担当課長、清水教育相談センター次長、渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当）、田中指導部主任指導主事（情報教育担当）、松永指導部主任指導主事（不登校校施策担当）、土屋指導部主任指導主事（人権教育担当）、井上指導部主任指導主事（生活指導・産業教育担当）、原島指導部主任指導主事（特別支援教育担当）、千葉統括指導主事（生徒指導担当）、志村統括指導主事（人権教育担当）、久保田統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、井原統括指導主事（特別支援教育担当）、大津教育相談センター統括指導主事、長友教職員研修センター統括指導主事

### 5 傍聴者

5名

### 6 報道機関

取材なし

### 7 審議事項

#### （1）事務局説明

いじめ総合対策【第2次】下巻〔実践プログラム編〕の改訂に向けて

#### （2）審議

第2期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価

## 8 審議記録

### 【事務局（渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当））】

失礼いたします。開会に先立ちまして、委員の皆様方に2点、御連絡を申し上げます。

1点目ですが、資料の確認です。机上に配布しております資料でございますが、次第の下に記載をしておりますので御確認いただきまして、不足等がございましたら、事務局までお声掛けいただければと思います。

2点目でございますが、本日の取材の状況についてです。現時点で報道、傍聴の受付はございません。

このことについて御報告をいたします。

それでは時間になりますまで、もう少々お待ちください。

失礼いたします。それではただいまから、第5回になります、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。

なお、先ほど傍聴の受付はゼロと申しましたが、先ほど、事務局に都議会議員の方が3名お越しになるかもしれないという御連絡がありましたので、受付がございましたら通したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは有村委員長、会議の進行をお願いいたします。

### 【有村委員長】

皆さん、こんにちは。それでは、東京都教育委員会いじめ対策委員会、委員のうち8名の方に出席いただいております。定数に達しておりますので開催したいと思っております。

なお、豊岡委員と笠原委員につきましては、本日、所用により欠席ということの御連絡をいただいているところでございます。

それでは、ただ今から第5回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催したいと思っております。

はじめに、指導部長、増田部長から御挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

### 【事務局（増田指導部長）】

失礼いたします。委員の皆様方には御多用の中、第5回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただき、ありがとうございます。東京都及び東京都教育委員会は、いじめ問題に対する協議等を行うため、二つの組織を設置しております。一つは東京都いじめ問題対策連絡協議会、もう一つは、このいじめ問題対策委員会でございます。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法の第14条1項に定められている組織で、都内公立学校、私立学校のいじめ防止等に関係する機関や団体の連携を図ることを目的として、学校、教育委員会、PTA、児童相談所、法務局、その他、法律、医療、心理、福祉等に関する団体と27名の委員により構成されております。

今年度はこの連絡協議会を11月18日に開催し、関係機関との効果的な連携の在り

方について、特に日常の連携の実効性を高めることを視点として、御協議いただいたところでございます。

その後、本年初めに、この連絡協議会の会長である、森田洋司先生の不幸に接したことは大変悲しいことであり、残念でなりません。森田先生には東京都におけるいじめ防止対策の基本の構築や、その推進に多大なる御尽力を賜り、いつも私どもの取組を温かく応援してくださいました。心からご冥福をお祈りするとともに、森田先生の「いじめ防止対策に魂を込めているか」という言葉を肝に銘じ、都内全ての公立学校における、いじめ防止対策の一層の推進に向けて尽力してまいり所存でございます。

さて、前回11月の対策委員会では、令和2年7月の答申に向け、第2期答申「改善の方向性」に関わる取組の検証、評価について御審議いただいたところでございます。貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。本日は引き続きまして、今後の取組の方向性を中心に御協議いただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【有村委員長】

指導部長、ありがとうございました。今、指導部長のお話にありましたけれども、森田先生の訃報ということで、私も前にお伺いしまして、本当に驚きました。

いろいろなところで森田先生にいじめ問題について御示唆いただいたと、私も個人的に思っておりまして、部長の話をお聞きして、改めて思いを致したところでございます。失礼いたしました。

それでは議事を行いたいと思います。

今日は次第にあるとおりでございますので、はじめに事務局からいじめ総合対策【第2次】の改定案について、御説明いただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

#### 【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】

失礼いたします。東京都教職員研修センター研修部教育開発課 統括指導主事の長友慎吾と申します。よろしく願いいたします。

当課におきましては、平成29年2月にいじめ総合対策【第2次】の下巻を作成いたしました。今回、御説明させていただくのは、そのいじめ総合対策【第2次】の下巻の改定についてでございます。

具体的には現行の内容を多く継承してまいりますが、今期における委員の皆様方の御意見等を踏まえて、子供たちを多くの大人で見守る、地域・保護者の啓発プログラムの作成を考えております。名称は仮となっております。

内容につきましては、次年度、当課におきまして研究部会を発足させ、都内研究協力校とともに実践事例を検討していく計画となっております。

本日は資料2のイメージ資料を配布させていただいております。委員の皆様方には、地域・保護者啓発プログラムの作成について、また内容等につきましても、御意見をい

ただければ幸いに存じます。

それでは、配布資料2の表紙を御覧ください。現行のものに新たに第5部として、地域・保護者啓発プログラムを追加する予定でございます。現行では、第4部は教員研修プログラムとなっておりますが、その教員研修プログラムの後に付け加える形で予定しています。

では、めくっていただきまして、2ページをお開きください。

地域・保護者啓発プログラムにつきましては、学校とともに地域・保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいけるよう、地域や保護者の方がいじめ問題について考えるためのプログラムをコンセプトとしております。

3ページの下段には活用場面とありますように、保護者会や入学説明会、道徳授業地区公開講座等において、地域・保護者の方がいじめについて考える機会になることを期待しております。進行役として管理職や担任の教員、スクールカウンセラーなどの教職員が行うことを想定しております。

続いて4ページをお開きください。プログラムは見開き1事例という形で掲載を考えております。左側のページはプログラムの内容、右側のページについては、進行役の資料という形を整えております。

啓発1は、いじめ問題の解決に向けて、大人の私たちにできる考えです。例えばここでは、いじめはどこでも起こり得るということを前提に、いじめ問題を解決するために大人である私たちはどのような取組ができるのかということを考えます。様々な話題が出てくると思いますが、学校中心に子供たちを取り巻く大人全員で、いじめの解決に向けて取り組んでいくという意識を高めていくことを目的としたプログラムになっております。

続きまして5ページには、進行役が活用できる資料を掲載する予定でおります。

6ページを御覧ください。啓発2といたしまして、「いじめの早期発見のためにいじめのサインを考える」です。具体的には、いじめのサインについて考えるプログラムとなっています。話合いの後は、いじめのサインチェックシートを配布し、普段の子供たちの姿に該当することがないか、チェックできるようにしています。

9ページを御覧ください。啓発3として、「子供に寄り添う言葉掛け、安心させる言葉を考える」です。

具体的には、子供たちに寄り添う言葉掛けについて考えるプログラムになっています。いじめの早期発見のためには、子供からのいじめのサインを見逃さないことと同時に、子供が本当に困ったことや辛いことを、僕はこんなことが辛いのだよということを正直に言える関係づくりの大切さに、改めて気付いてもらうことがねらいとなっております。

これまでの本会の内容を受けまして、関係機関との連携、地域・保護者とのつながりを意識していくことが大切であると考えております。教員研修プログラムとともに、地

域や保護者向けのプログラムとして学校で活用していくためにも実践内容を精査し、使いやすいものにできるように取り組んでまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

**【有村委員長】**

ありがとうございました。今、長友統括から御説明をいただきました。

せっかくでございますので、委員の皆さんから御質問とか、この件はどうなのだという点があれば、御指摘いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

鈴木委員、よろしく願いします。

**【鈴木委員】**

大変素晴らしい資料をありがとうございます。今、地域・保護者の啓発プログラムということで出していただいたのですが、せっかくですので保護者だけではなく、健全育成のサポート事業などでも活用できるのではないかと、見ながら考えておりました。学校のみならず、いろいろな関係機関と関係をつくる際の入口として、とても有効ではないかと感じました。

**【有村委員長】**

関係づくりに非常に有効ではないかという御指摘が、鈴木委員からありましたけれども、担当課のほうで何かこのような案があるということがあれば、どうでしょうか。

**【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】**

具体的に今、お話いただいた案につきましては、そういう場でも使えるという形で一言入れさせていただければ、見た方も使えるかと思っておりますので、さまざまな場面で活用できるような形で考えていきたいなと思っています。

**【有村委員長】**

具体的で分かりやすい、非常に活用度の高い資料ではないかとお話も出たのですが、他の委員の皆さん、何か御指摘があればお願いします。

横井委員、相川委員の順でお願いします。

**【横井委員】**

御質問させていただきたいと思います。

これを多分、待ち望まれていた第5部ではないかと思うのですが、本当にいろいろないじめ事案を拝見していると、保護者の方との協力体制といいますか、保護者の方が家庭でいじめ問題に対してできることはとても多いですし、大事だと思います。

また、地域と協同していじめの問題を考え、対応していく、コミュニティースクールの時代ですので、こういった地域向けのプログラムということも、とても大事だなと思ひまして、待望の第5部でないかと思ひますし、柱をいろいろ立ててプログラムを考えていらっしゃるところが先進的だなと思ひて拝見しました。

御質問したいのは、啓発1、2、3とありますけれども、この3本の柱がどのような現状認識から出てきたのかということ、どうしてこの項目になったのだろうかこ

とです。それを伺えたらと思います。

もう一つは、意見になるかもしれませんが、啓発1、2、3、それぞれ保護者、地域と見た時に、やはり地域においては啓発1の部分が、ボリュームが大きくなるのかなと思います。保護者と地域で、柱のどこに重点を置かれるかというのが、少し違うのではないかなと思います。

そういった意味では、啓発1のところを最初のプログラムの導入の時には充実させる必要があるかなと思いつつ拝見しました。

よろしく申し上げます。

**【有村委員長】**

はい。今、2点御指摘がありました。どのような現状認識をもっているかということと、もう一つは啓発1が特に重要ではないかということでした。どうでしょうか。

**【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】**

ありがとうございます。あくまで、これはこのような形のものを作りますと、現状考えているところでして、先ほど御説明させていただきましたが、次年度、当課において研究部会を設けまして、どのような方向性でいくかを詰めていこうと思いますので、今、いただいた御意見を基に、ボリュームの内容等も考えて検討していきたいと思っております。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。多分、横井委員が今、御指摘された、どのような現状認識でということについては、私もこれを感じているところがありまして、仕事柄、学校現場や地域に伺うことがあるわけですが、その時にかなり学校でも地域でも、このようないじめ問題について、どのようにして子供たちをサポートしたらいいのかという認識が強くあがっているのです。

私は、東京都はそのような意味では民度が高いといえますか、皆さんの意識が高いのだと思います。そのような何らかの客観的なデータを、私は担当課の方で掴まれている、やはりこのような具体的な案が出ているのではないかと思うところがありますので、そこら辺りは確かな現状があつて、これがあるとまた効果的なように思いますので、更にお願ひしたいと思ひます。

**【横井委員】**

一言だけよろしいですか、すみません。

例えば、啓発2などは、いじめのサインをキャッチするというのは、地域の住民の方と保護者でやはり違うと思ひます。地域であれば、路上でいじめの場面を見掛けた時にどう対応するか、家庭であれば、家庭の中での様子とかでちょっと違ってくると思うので、対象者も少し意識しながら、プログラムをきめ細かく整理されて、提示されてはどうかという認識をもっています。ありがとうございます。

**【有村委員長】**

私もまず、そういう表現をしてもいいのかどうかは検討が必要ですが、非常勤職員の方

方もいじめ問題、子供たちを短時間でですけど扱っているわけで、やはりいじめ問題について関心があったりする。そのような方たちがこのようなプログラムを勉強したいという気持ちがあるということ、直接聞いたことがあります。

そのような広がりのあるテキストとといいますか、資料になるのではないかと今、伺ったところでした。少し余計なことを申し上げました。

では、続きまして相川委員、お願いいたします。

#### 【相川委員】

私もこれ、本当にどのように展開されるのかを楽しみというか、いい取組だなと思っていて、特に今、まだたたき台ということですけども、具体的にどのようにしていったらいいのかということが、いろいろと書かれる内容になっているというところが、すごく役に立つものになるのではないかと考えています。

その上で、少しお願いですけども、やはり保護者の方や地域の方にこのようなことをお伝えしていく上で、何のためのいじめ予防なのか、というところをきちんと確認することが大切なのだと思うのです。

そうすると、いじめ防止対策推進法の第1条に、いじめ防止対策を推進する目的というのが挙げられていて、そこにいじめというものが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し云々というのがあり、それはやはり児童等の尊厳を保持するために、いじめを防止しなければならないというところが書かれているわけで。

その目的というか、理念みたいなところを地域の方や保護者の方にも、きちんと共有していただくというところを、きちんとした形で位置付けて入れていただけるとありがたいなと考えます。

以上です。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。法に基づいた目的の位置付けなどを明確にしてほしいと。その点、何かございますか。よろしいでしょうか。

要望として受け止めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、林委員、お願いします。

#### 【林委員】

何をやるかが非常に丁寧に書かれていて、とてもよく分かっていい資料だと思います。

私の方からは三つあるのですが、一つはなぜやるのかのところ、大人を対象にするわけですから、基本的な知ってほしいこと知識の面はしっかり伝えた方がいいだろうと思っています。

法律ではなくてPISA調査から。PISA2018の中で世界のいじめの状況と日本の数値など出ています。また、世界調査ではどのようにして測っているのかもPISAのレポートの中に入っています。文部科学省と少しずれるのですが、そのような知識も文部

科学省の測り方ともう一方として、地域の人たちにお伝えしていくようなこともしていったらいいと思います。つまり、なぜやるのかというところの知識の部分を厚くしていくというのが一つです。

第二は、何をやるのかがはっきりと分かっている、とてもいいです。一方で、このプログラムをやった結果、どうだったのだろうかというところが、学校として教師として振り返る必要があるのですが、このプログラムだけだとなかなか結果についてうまく各校で把握できないので、よく一般的に行われるのは質問紙で参加者に聞くというがあるので、参考として質問紙の例などを付けて、結果をしっかり把握して、次年度につなげるという工夫ができるようなプログラムになるといいだろうと思いました。これが第二です。

第三です。第5部の見出しのところですが、多くの大人で見守ると書いてあるので、何を、誰を見守るかも分かった方がいいので、例えば、児童・生徒を見守るとか、幼児、子供まで含め、幼稚園児まで含めるかどうかは、ちょっと分からないのですけれども、多くの大人で子供を見守るとか、児童・生徒を見守るとか、そういった言葉を少し補っていただけるといいかなと思いました。

私からは以上です。

#### 【有村委員長】

表題の子供という言葉が入った方がいいのではないかと御指摘ですね。

では、藤平委員、お願いします。

#### 【藤平委員】

ありがとうございます。大変量的にも読みやすく、見やすくいいかと思います。先ほど、横井委員が言われたように、啓発1、2、3のことですけれども、私もここは意図があって示すことがいいのかなと思いました。

つまり、順番的にはこのとおりなのかというのは、これから研究協議会が開かれるので、そこで思うのですが、例えば啓発1と2、3は、また別だと思うのです。2、3にしても、いじめ防止対策推進法の第8条でしたか、教職員の責務のところ、予防についてまず未然防止、つまりいじめを起りにくくする。その次に早期発見とあって、大きく進んだときには、事後対応と三層構造になっていると思うので、そうなった時に、これをパッと見た時に、1、2、3という順番が1から始まるのかなと覚えてしまうのです。

もしかしたら、この数字は順番とは関係なくて、どこから読んでもいいようにとするのかもしれないのですけれども、一般的に見ると1から書いてあることが重要なのだというメッセージが行くと思うのです。そうすると2と3で、もしかしたら法律に則るものは逆なのかなと思えたりもするので。

ただ、それは東京都さんの意図があってこのような順番なのだとか、特に順番は関係ないけれども、このように配置しているのだとか、それはやはりメッセージに結び付く

と思うので、その辺のところも明確にするといいかと思ったりしました。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。法的なことと順番、その辺りの認識ということでございました。ありがとうございます。他の委員の皆さんは、どうでしょうか。

坂田委員、よろしくお願いします。

**【坂田委員】**

興味深く聞かせていただいたのですけれども、私が気になっている点は、これは本当に配るだけではなくて、実際、現場でやっていただけるかという点です。働き方改革、それからやらなければならないことが多い中で、ただ配るだけで終わってしまうのであれば、我々がやっている意味はないので、これを実行するためにどのような措置を取るかということも含めて、検討していただきたいというのが1点あります。

もう1点は、これを使われる方が、どの程度、いじめ防止対策推進法などを理解した上でやっていただけるかということも大きなところですね。管理職であるからといって皆さんが理解しているという状況ではないことは、今のいじめの状況を見たら分かるところなので、その実践者としてこれを展開される方の力量向上ということも含めたトータルプランを作らないと、少し実効性が薄いかと思いましたので、その点、今後の検討会等で御検討いただければ幸いです。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。実効性を高めるには、トータルプランが大事だという御指摘をいただきました。

今までのところ、事務局で補足説明はございますか。よろしいですか。

もしよろしければ、橋本委員から御指摘あれば、お願いします。

**【橋本委員】**

特に指摘はございません。十分にこれが活用されればいいと思います。

今、展開される方の力量という話が出た中で、もしかしたらいじめに遭っている子というのは、なかなか自分の口から言えないのだけれども、兄弟であるとか、友達であるとか、その辺りは非常によく知っているのかなというところで、その辺りのアンテナの立て方というか、その辺りも幅広く設定すれば、より充実したものになるのではないのかと感じました。以上です。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。この資料、子供たちあるいは地域・保護者の方というのは、アンテナの高さにつながるようにしていく位置付けが大事なのではないかという御指摘でした、ありがとうございます。

他の委員の皆さん、何か他にございましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、私の方から、細かいところで2点ばかりです。非常にいい資料ができて、こ

れは今、坂田委員も御指摘があったように、実効性が高いものでないと意味をなさないと思いますので、活用度が高ければありがたいと思います。

一つは、例えばもう一度、5ページのところですけれども、問行調査のいじめのグラフにしてあるのですけれども、多分これは藤平委員からも御質問があったかな。27年度が新しいのではなく30年度が一番新しいですか。去年の11月にも出ていますね。もしよかったら、このようなデータにも最新情報を入れてほしいということが一つです。

もう一つは9ページにあることですけれども、これはいろいろと検討される必要があると思うのですけれども、とりあえずこの下の方の「寄り添う言葉掛けシート」というのがあり、言ってみたい言葉とありますが、このような言葉も難しいのだと思うのです。例えば最初に挙げてある「どうしたの。最近、元気ないみたいよ。」と声を掛けることも、対象者によっては難しいかもしれません。

このような言葉が大事だということも分かるのですけれども、これを掲載するときの仕方というか、このままポンと言ったときに、私は何かこう、一般論としてはいいのかもしれないけれども、対象者によってはすごく難しい言葉だという気がするのです。そのように思うところがあります。

今日ですと、例えば鈴木委員なども御専門でいらっしゃるの、心理的な意味合いの言葉の伝わり方とか、それを少し検討して、他のことでもそうだと思いますけれども、例示の扱いについては少し注意を払っていただけるとありがたいかなと。

余計なことを二つ申し上げましたけれども、よろしいでしょうか。もちろん、このようなものが出回ったときに、先生方が使う時には慎重に使っていただけると思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

他に委員の皆様、御指摘があれば、よろしいでしょうか。

研修センターの方で地域・保護者の開発プログラムと、具体的ないいものを作っていたので、また何かの機会で広まったときに、フォローアップをどうされたのかということも教えていただけるとありがたいと思っています。

非常に期待のもてる中身だということで、委員の皆さんも御意見ございましたので、実効性の高いものにしていただければと思っております。ありがとうございました。

最初の議事については、以上といたします。

また、何かございましたら、後の方でお話いただければと思います。

それでは続きまして、去る11月の対策委員会で、令和2年7月の答申に向けて、改善の方向性について、その検証と評価に関わるテーマを審議するというところで話が進んでいるわけですけれども、今日は特にそれを深めて審議をしてみたいと思っております。

そこで本日は、今後の取組の方向性について中心に審議をしたいと思っております。以前、皆さんに資料配布してお示しをした中で、検証、評価の括弧2と四角2というこ

とでお示しをしておりますので、その審議に入りたいと思います。

審議ありましたように、また事務局で説明等はございますか。特にはよろしいでしょうか。すぐに入ってよろしいでしょうか。

ありがとうございます。お手元の第2期答申改善の方向性に関わる検証と評価というところがございます。これは去年の11月に審議をいたしまして、事務局と意見を取り入れながら、特にアスタリスクのマークで示してある部分が、審議の結果のキーになるところでございます。

例えば1番ですと、気になる様子の把握、報告からいじめの認知に至るまでのプロセスの明確化ということで、この辺りが重要なのではないかとということが、前回取り挙げられたところございました。

これらを踏まえまして、今後の取組の方向性として、今日はできるだけ具体的に、このような方向性を考えた方がいいのではないだろうかという辺りを、我々委員で審議をしたいと思っております。

もしよろしければ、委員の皆さんで、どこからでもいいと思いますので、1から7、そして最後のふれあい月間における調査結果からということで、このような分析をしたらいいのではないかと指摘をいただいておりますので、委員の皆様で議論をしたいと思っております。

それからまた、お手元に横井委員から保護者とのつながりということで資料等をいただいております。また後で横井委員から御指摘があると思いますので、それも御覧いただきながらと思っております。

よろしいでしょうか。フリーに意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは恐れ入りますが、横井委員に資料をいただいておりますので、最初に切り口として、横井委員に保護者とのつながりのところで御指摘をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

#### 【横井委員】

ありがとうございます。機会をいただきまして、せっかくですので考えを述べさせていただきます。

資料を出したのは、7番の学校サポートチームによる支援や指導の充実というところで、学校と関係機関との日頃の情報連携の強化というところから、どうすればいいのかと考えました。2点ほど考えたのですけれども、1点目が教職員に対する連携をテーマとした研修のコンテンツと申しますか、その中身です。

今回、資料をお持ちしたのは、日頃こんなことをやっていますという内容です。私が講師として学校内の研修に呼ばれたときに、先生方にこのような内容で、連携についてお話をいただいておりますという資料です。

そのような資料を使って、関係機関との連携ということだと、私の場合は福祉部門に

なりますので、児童相談所であるとか、市町村の子供虐待部門であるとか、あと医療機関などもありますし、生活保護とか、いろいろな経済的困窮の関わる部署があるのですけれども、連携ということで、どのように先生方がそれを捉えて、取組を企画していかれたらいいのかということをお話させていただきます。

2点目。大事だなと思ったのは、区市町村レベルにそれを研修できる身近な専門職がいればいいと思うので、特にスクールソーシャルワーカー等がスキルアップをして、連携について先生方にお話できるような力を付けていくことも大事ではないかと思った次第です。

資料を説明させていただきますと、最近、連携についてはよくいただくテーマです。いろいろな区市町村の教育委員会や学校等から話してくださいと依頼をいただくテーマです。

これは保護者との連携です。連携というのは、どのようなことかということをお話させていただいているのが後半です。保護者とのつながり方についても、保護者対応ということで、よく御依頼をいただきますけれども、今、先生方がどのようにやっているのか大変迷われているテーマなのです。

課題を抱えておられるのにもかかわらず、その取組準備ができていないとか、問題が当事者ゆえに見えないとかいった状況があり、保護者の方が課題に取り組むモチベーションをもっておられないということで、どのようにすればいいか思案されているという状況がたくさんあるようなのです。前半がモチベーションのない保護者さんをどう捉えて、信頼関係を築くか、鈴木委員が御専門でいらっしゃる、面談の一番基本的なやり方ですとか、ベースにあるものとかを説明して、その後、チームによる個別支援についてお話させていただきます。

スライドで言いますと、19 というスライドの番号が入ったものです。今、問題を一種類しか抱えていないという御家庭や子供さんは非常に少なく、複合した課題を抱えていらっしゃるのです。課題は何かということ、校内であればいろいろな先生方が集まり、スクールカウンセラー、生徒指導の先生、コーディネーターの先生などを入れて見立てを行う。

どのような課題があるのかということと、どのような課題に最優先で取り組む必要があるのかということ、共同でアセスメントして見立てて、それが解決したらどのような状態になるのかという目標やゴールのところを共に描いて合意形成をする。ミーティングやケース会議と呼ばれる会議をするという事です、ということ。

目標が描けたら、それを達成するための手段と役割分担を決めて、一定期間実行して、チェックをしていく。効果のあったところとうまくいかないところを見て、これを循環させていくという、マネジメントプロセスですけれども、生徒さんを管理するのではなく、支援のプロセスを管理するという意味で、このようなプロセスを辿りながら、目標を共有して連携を図っていくということですよということをお話しさせていただきます。

います。

先生方はやはり事例で話してくださいとおっしゃるので、模擬事例を考えて、教材を作って、アセスメントをして、プランニングまでもっていくと、どのような役割分担やプランができます。それぞれがどのようなことをやっていくのかという分担ですね。

その結果、例えばこの事例ですと、ネグレクトという養育放棄の状態と不登校の二つある課題をどのように分担して働きかけをしていくのか、改善をしていくのかということをお示しする。そのような教材を作っています。

連携というのは、共有された目的に基づいて、自分のところだけでは単独で解決できないので、それを一緒に役割分担できる他者、他機関の選定を行って、打診して、協力関係を作っていくんですよ、みたいなことです。

テーマ別に、これは「生徒指導提要」などに、細かく機関や役割が書かれていますけれども、このような課題に対してはこのような機関がありますということをお話すると、漠然とした連携というところから、具体的にこのようなことを一歩踏み出せばいいのだというイメージを付けていただけます。連携というのは、その連携の在り方というか、実をもたせるためにどうするかというイメージを付けていただけるのではないかなと思って、日頃、このような研修をしています。

先生方が連携というのは、一言で把握する中で、どのようなことをするのだということイメージできるように、研修をしていかれるといいのではないかと考えています。

そのような次第です。少し長くてすみません。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。具体的に分かりやすく、今の御指摘のように目標を共有することであるとか、あるいは具体的なイメージをもってもらうこと、そのようなこと具体的な方向性を今、教えていただきました。特に7番についてお話をいただきました。

今の横井委員のお話とか、皆さんの方から何か御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

#### 【横井委員】

すみません。連携というイメージをもつていただくとともに、どのような連携の仕方があるのだろうかというところを、身近に教育委員会に問い合わせたりしたときに、具体的な答えやアドバイスが得られるということができないのではないかと思います。

#### 【有村委員長】

そうですね。このような具体的な例というのは、もちろん、学校の先生とか保護者などもそうですけれども、教育委員会で研修する企画をされる方たちがこれを知っておくと、すごくいいなというふうに理解しているところです。

どうぞ、他の委員の皆さん、いかがでしょうか。では、林委員、お願いいたします。

#### 【林委員】

改善の方向性ということですので、私は三つのことを考えました。

一つは類似するプログラムと比較してみて、どのような強みがあるのかということを確認してみたいのではないかと考えました。これはノルウェーだとオルヴェウスプログラムがありますし、フィンランドだとKiVaプログラムを展開して、それぞれの国の中だけではなくて他の国にも広がっているいじめ防止のプログラムがあるので、それと比べて、東京都のプログラムにはどのような強みがあるのか、あるいは欠けている部分がないだろうかとか、そのような見方で比べてみて、改訂、改善を考えて見られるといいのかなと思います。

第二は、全部で七つデータがあるのですけれども、これは改善ですから、何かよくないところがあったから直しましょうという前提に恐らくなるので、どれがあまり効果が見られなかったのかといった、これまでの反省を踏まえた上での考え方、変え方がいいかと思います。その場合、いじめを減らすとか無くすためには、1から7のどれがどのぐらい影響が強く効果があったのかとか、そういったことを考えて弱いところを強めていくという考え方、また十分このままでいいものはこのままでいくというやり方で、七つの効果の順番を。あるいはどうやったら効果が見とれるだろうかといったことを考えて、改善を図っていった方がいいだろうと思います。

第三は構造のことですけれども、七つあるのですが、おそらく学校の先生方から見ると七つは分かりにくい数で、多すぎると思います。これを見ると、例えば1と2と3については学校経営に関わる部分が多いので、校長先生を中心として、学校経営の側面からアプローチしたものとか、4と5については各教員の先生がアプローチできるような学級経営の領域なので、4と5はセットにして、学級経営の第一、第二という形にしてみるとか。

あと、6と7は地域・保護者連携に関わるので、副校長先生などを中心として、校長先生も入ってもいいのですけど、誰がやるかというのをしっかり、ある程度、見通しをもって、副校長先生を中心として地域連携の一環として取り組んでほしいとか。

そのような形で、七つをうまくまとめていって、誰が主たる担当者なのかが分かるような形にしていくといいのかなと思いました。構造と他のプログラムとの比較と、効果に関する3点になります。よろしくお願いします。

#### 【有村委員長】

非常に具体的な、分かりやすい指摘を3点いただきました。

私は今の三つに1から3を経営に、もう一つ、何か括り方の枠組みを作ってもいいかもしれませんね。そうすると、見て、誰がどのように関わられるのかという実行の主体者が分かるような気がしました。

それから、特に諸外国のプログラム例とか類似の例などを比較してみて、このベースとして、我々というか、我々もそうですけれども、事務局の方でベースとして何か比較できるようなプログラムをもっておくというか、検討していくというかですね。それも大事な指摘とお話を伺ったところでした。

他の委員、はい、横井委員、お願いします。

**【横井委員】**

何回もすみません。今のことに関連してなんですけれども、例えば4番のSOSの出し方というところがありますよね。せっかく今、前半、下巻の構成を考えて、プログラムがもうこれで児童・生徒を対象としたプログラムと、地域・保護者を対象としたプログラム、教員を対象としたプログラムと、3点そろった形になっていますので、4番のようなテーマであれば、それを貫くような、串刺しにするような構成で、この取組の評価や何々を参照のような、プログラムは何を対象にしているかのような、串刺しにしているような、立体的な構造にすると、より生きるのではないかと。

例えばDVDができましたよね。素晴らしい内容を視聴させていただきました。もちろん、ああいったものも評価の中に入れていいと思うのですけれども、あのような教材も、子供たちが見る、教員が見る、地域や保護者会で見る、保護者会や地域のコミュニティースクールの会などで見るというように、せっかく揃っているのに、そのように構造化していくともっと生きるし、まとまると思いますか、統一して浸透していくのではないかと、今、お聞きしていて思いました。

**【有村委員長】**

なるほど、ありがとうございます。活用を考えたときに構想を考え直すというのではないかと指摘ですね。なるほど、ありがとうございます。

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。はい、失礼しました。鈴木委員、お願いします。

**【鈴木委員】**

どちらで言えばいいのか、迷うところなのですが、多分、3になるのかなと思うのですが、いじめに遭っているというのは、ある意味、危機状態だと思います。危機の状況にある人に対しては、SOSを出してくれというのではなくて、助けに行く、アウトリーチ、こちらから近付いていくというのが危機介入の基本だと思います。

その点を考えますと、子供たちにSOSを出すように出すようにと、それはもちろん、そこは協力していかなければいけないと思います。ただ、子供たちに出しましょうというのではなくて、こちら側が出ないものをどう見付けていくかという視点を、もう少し強く出していく必要があるのかなと。危機介入の基本は、相手のところに行って始まるというのが最初だと思いますので、その視点をもう少し、盛り込むとしたら3でしょうか。相談できる大人ではなくて、見付ける大人を増やすということもとても大切かなと思います。

**【有村委員長】**

なるほど。例えば見付ける大人を増やすためには何か、具体的にもう少しイメージしやすく、どのように理解するのでしょうか。

**【鈴木委員】**

多分、これが地域のプログラムとつながっていくのかとも考えているのですが、具体的に言いますと、やはり子供はいじめられているという訴えができないものなのだというところをもう少し強く打ち出して、言わないから大丈夫だろうという認識を少し変えていただけるといいのかなと考えています。

「お前、大丈夫か。」と聞いて、「大丈夫です。」と言ったことを、そのままそうだと思う。もう少し丁寧に見ていただくことが必要だなと感じる場面が、多々あります。その辺り、少し横井先生の資料にもあった情報の集め方、その他、いじめは訴えてくるのを待つのではなく、見付けに行くものだという姿勢の研修を少し入れていただけるといいのかなと感じています。

**【有村委員長】**

今の御指摘を受けて、私も思い出すのですけれども、いろいろな調査で、やはり子供たちに調査すると、いじめをなかなか相談できにくい。

また、あるいはあったけれども自分は相談しなかったという、今、鈴木委員の御指摘の点は非常に大きいのです。やはりそのところを大人自身がどのように感じ取って、見付ける大人になる必要があるかというのも思うところです。非常に大事な指摘をいただいたように思います。

それに関連して、私も3番のところに関わって数値が出ているわけですが、全員面接を含め、スクールカウンセラーの情報を、職員と共有したかという数値になっているのですが、ほぼ9割以上で、ほとんどの学校はやっているわけです。

ところが、このようなものが本当にうまく実体としてなっているかと言ったときに、非常に難しい事態だろうと思うので、私が十分に認識していないのですけれども、スクールカウンセラーの先生を都に配置してから十何年になるかと思います。

また、全校配置になってから、10年近くになると思うのですが、スクールカウンセラーの先生に年に何回か調査か何かをして、スクールカウンセラーの先生が感じていらっしゃる課題とか、子供とのこと、学校体制上の問題、スクールカウンセラーの先生に調査したデータか何かはございましたか。もし、あれば教えていただきたい。

スクールカウンセラーの先生のごことは、少し堅苦しい言い方で恐縮ですが、予算を掛けて配置をしていますので、スクールカウンセラーの先生から調査データをして、そこからいじめ問題を考える視点がないかと思っているところがあるものですから、もしあれば、御案内いただけるといいと思うのですが、どうですか。

**【事務局（渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当））】**

今の御指摘のスクールカウンセラーに対する調査ということでございますが、現在のところ、調査の管理職、学校としての教育相談体制の充実に向けた調査ということがございます、直接、カウンセラーにお聞きするということにはいたしていないという状況です。

相談件数とか、カウンセラーの記録ですとか、そういったことを基に報告等は受けておりますが、直接という形ではしていない状況でございます。

**【有村委員長】**

何かの機会に、スクールカウンセラーの先生の情報というのも、守秘義務が非常に高い職種ですので、調査は難しいところもあると思うのですけれども、スクールカウンセラーの先生からいじめ問題をどのように見ればいいのかという切り口があるような気がしたものですから、少し申し上げたのですが、ありがとうございます。他に委員の皆さん、御指摘があれば。では、藤平委員、お願いします。

**【藤平委員】**

今の横井委員と鈴木委員の話を聞いて思ったのですけれども、先ほど、横井委員が三次元に串刺しにするという話は、もしかしたらこの縦軸と横軸のことですか。

**【横井委員】**

そうです。

**【藤平委員】**

縦に1から7までがあって、右側に、横軸に教員、保護者、地域とかがあって、それぞれのマスができる、そこに何ができるかということ。その時に、今の鈴木委員が言ったように大人が、子供が何かできるようにというよりも、大人の視点でやるのであれば、その書き方を、先生方とか大人がどのような行動ができるのかと、具体的なことを書くのがいいのかと思ったのですけれども。

例えば、子供が相談しやすい雰囲気をつくるのではなくて、子供が相談しやすいように大人がなるべく近くにいるとか。先生は具体的に何をやってほしいのかとか。いじめを見付けてほしいとか、子供たちに相談しやすい雰囲気をつくってほしいと言ったとしても、それぞれ何をしたいのか分からないと思うのです。

それは、答えは一つではないと思うし、でも、具体的に先生ができることは、難しいことではなくてもっと当たり前の部分で、中学・高校では、授業が終わったらさっさと職員室へ帰らないで、1～2分少し生徒の様子を見て帰りましょうとか、そのような行動を横軸と縦軸と、それぞれのところに具体的に、当たり前なことかもしれないのですけれども、基本的にこれは誰でもできるであろうことを書いてもいいかと思えます。

**【有村委員長】**

具体的に分かりやすいお話をいただきました。今の件について、何かございますか。

私も藤平委員の意見を聞きながら、ある校長先生が半年ぐらい前に教えてくれたことを思い出すのですけれども、あるいじめに悩んでいた学級担任の先生、あるいは学級崩壊で苦しんでいた先生に、ある副校長先生が、「職員朝会の始まる10分ぐらい前に来て、職員室に最初にいるのではなく、教室にいてごらん。教室にいて、子供が来たときにおはようと声を掛けてあげてごらん。」と言ったら、1週間か2週間したら、その先

生が子供とのタッチがよくなったという話を聞いたことがあるのです。

そして、休み時間も子供と思いきり外へ出て遊ぶようになったという、そういう例も聞きますので、やはり少しの、先生が子供の傍にいる、あるいは親や保護者が傍にいるという、そのようなある種のありきたりといえますか、当たり前のことを提示できると、非常にいいなという気がしました。

**【藤平委員】**

いじめとは関係ないのですけれども、ある学校では時間を守らない生徒が多いのでそれが課題だったのですけれども、チャイム着席を徹底しようと言っても変わらなかったのが、ある時から先生方がチャイムは教室で聞こうと言い換えた途端、授業遅刻が減っていったという事例もあります。

**【有村委員長】**

そのような教師、親が子供の傍にいる一つのアイデアを教えてくださいけれども、他の視点でもいいのですけれども、どうぞ御指摘いただければと思います。

坂田委員、お願いします。

**【坂田委員】**

少し違う角度になってしまうのですけれども、これを拝見させていただくと、施策の取組状況とそれに対して調査結果が並んでいて、量的には多分、ほぼ充足している。小・中に比べて、若干、都立学校の方が弱いという点は見えていますけれども、量的には全てクリアできていると思うのです。そうすると、今度はクリアできている中身の質の方を問うていかないといけなくなってくるのだと思うのです。

例えばですけれども、先ほどから話題に上がっている3番について、より実効性のある教育相談体制の構築ということであれば、全員面接は実施できています。では、その1人当たりにかかる時間はどのくらいで、どのような話をしているのかという調査に踏み込んでいかないと、「100%やってはいます。」だけで終わってしまうのではないかと思います。

これはいじめだけの問題ではないと思うのですけれども、量から質への転換というものをこれから図っていく必要があるのかと思います。それは例えば、6番であれば、学校の発信と保護者と子供の受け止めの乖離という形で顕在化しているのではないかと思いますけれども、そのようなもの全ての分野において詳細に踏み込んでいった調査、その結果を次の時には出していく必要があるのかな。

そのような意味で、今後の取組の方向性は、量から質への転換というので統一で書かれるのではないかと拝見させていただきました。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。非常に大事な指摘をいただきました。数的には確かにいろいろな数字が高くなっているわけですけれども、量の問題から質への転換、中身の問題として考えていくことが今後の方向性ではないかという坂田委員の御指摘でした。

非常にありがたい話です。

私も今の坂田委員の意見に刺激を受けて、お話させていただきたいことが一つあるのですけれども、先ほどスクールカウンセラーの、3番の研修体制とか教育相談体制の話がありましたけれども、やはり今、圧倒的にと言っていいくらいだと思うのですけれども、学校ではケース研究がほとんどなされていないのですね。

一般的にこうだよという括りのものは多いのだけれども、先ほどの横井委員のプログラムの例にもありましたように、例えば虐待のところでこのような子供がいて、担任がこう関わって、こうしてと、子供をもっている教師がこういうことで入って、こういうことだと、そういうもの全てインフラを検討した上で、この子たちに私たち教師が何ができるだろう、親として何ができるだろうといったケース研究が、学校でなされない現状があるように思うのです。

忙しさのこともあるのですけれども、ある中学校にお伺いして、このような生徒指導関係の研修を一緒に検討したことがあるのですけれども、わずか30分ぐらいの間に30人ぐらいの生徒を挙げて、先生方のお気付きの点を項目だけ言うだけで終わってしまっているのです。それで生徒理解が進んだという発想になってしまっている。

そして、あと何人かのケースにおいて、研修会が終わった後に校長室で校長先生と私と、何人か担当の先生がいて協議をするということがあったのですけれども、やはり先生方が一つのケースを基にして、この子のケース理解から始まって、援助から、あるいはフォローアップまでどうしたらいいのだという一連の研究の在り方というもの、時間的に非常に難しくなっているのではないかと思うところがあります。残念なのですけれども、どこかの時点で先生方にやはりそのようなノウハウなり経験などで研修も深めてもらいたいと思った次第です。

そのようなデータも、どの程度、ケース研究みたいのところとか事例研究を深めたことができたのかという辺りも、何か数値化できるようなものがあれば、すぐく目に見えた方向性になるのではないかと思います、今、申し上げさせていただきました。

余計なことをお話しましたがけれども、他の委員の皆さん、よろしいですか。相川委員、お願いします。

#### 【相川委員】

今、委員長がおっしゃられたこと、本当にそのとおりでと思って、私も少し似たことをお話しようかと思っていたのです。

一つは、今のお話と少し共通すると思うのですけれども、いろいろな形で改善の方向性というものを示して、このように取り組めばいいのだということを示していくのは、本当に大切なことだと思うのですけれども、他方で先ほどの坂田先生のお話とも関連するかもしれませんけれども、現場でそれが本当にうまくやれていくために何が必要かということ、本当に必要となっているところに届くということから、波及していくということもあるのではないかと思うのです。

そうすると、やはり今、困っているケース。本当にとっても困っているケースとか、そのようなところで一般的な研修としてというよりも、そのケースに入って行って、みんなまで苦労して、取り組んでいくというようなことを積極的にやっていくことが、もしかしたらいいのではないかという気がするのです。

研修をやって、それを身に付けて、自分たちで自分のところでいうのではなくても、このケース自体にみんながというか、いろいろな形で支援していくということで、その先生方にも力を付けていってもらって、そこから学校の中で、またその力をみんなまで共有していく、みたいなこと。そのような、本当に困ったケースにみんなで行き届くことで力をみんなに付けていくということができないかなというのが一つです。

もう一つは、先ほどの保護者や地域との関係ですけれども、それもこのような形でやれたらいいですよということを示していくことはとても大事だと思うのですが、他方で地域なり保護者の方たちに、その気になってもらわなければならないわけです。

そうすると、一般的にこのようなことが大事だということはもちろんあるのだけれども、他方で学校や地域で困っていることや直面している課題みたいなものをうまく捉えて、その人たちがやりたいことを支援していくと言ったらいいのでしょうか。そのような観点はできないかなと。

そうすると、これはこれですごく大切なものですが、それを少し違った角度から、本当に困っているケースに、一緒に協力していくのですよとか、地域ごとの特色を出してもいいのですとか、そのようなことをメッセージとして伝えられないかということも少し考えていました。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。とりわけ、今、相川委員が御指摘された、第二の、保護者あるいは地域で困っていることという。そこから最初の議事の研修センターの方が提案されたプログラムにも使えそうな気がします。

そのような意味では困っている例、ある地域ではこのようなことを困っている、あるところではこのような困った例をこのようにコーディネートできたらやれる、このようにプログラミングできるのではないかと、このような協議の仕方があるのではないかと、そのような形の進め方もあるのではないかと気がしました。

それから、困っているケースのことです。そのようなケースからやはり先生たちが学ぶということは、子供そのものを学ぶとか、実体を本質的に学ぶとか、教育的な原理になるような気がしますので、大切な指摘だったと思います。

他の委員の皆さん、何か御指摘があったら、お願いします。

それでは、せっかく1番から7番まで挙げられておりますので、もしよろしければ一つずつ区切って、具体的にこういう方向性を考えたらいいいのではないかと、アイデアを皆さんから募りたいのですが、御指摘いただけたらありがたいのですが。

1点目の認知の徹底ですね。これは数値的にはほとんど100%に近い数値なのですけ

れども、そのプロセスの明確化ということが挙げられているわけです。この間、議論があったわけですが、具体的にこれを今後、どのように進めていくか辺りについて、お考えがあればお聞かせいただければと思うのですが、いかがですか。

横井委員、お願いします。

**【横井委員】**

やはり教育委員会のリーダーシップや状況把握が不可欠ではないかと思います。定期的に状況把握をすとかですね。やはりそのようなことが大事ではないかと。

**【有村委員長】**

どの学校でも、年に3回なり調査などを設けて、調査はしているわけです。そのような意味で地域的な情報把握とあるのですけれども、それが的確かどうかという辺りですか。

**【横井委員】**

例えば、学校ごとのいじめ対策委員会がどれだけ開催されているとか、どのような内容が共有されているのかとか、報告を受けるだけではなくて。あと、分析もされているのだと思うのですけれども、学校の体制が分かるような実態把握が区市町村レベルで少し踏み込んで進むと、よりプロセスが把握できて、必要なところに指導、助言が行き渡るのではないかというイメージをもつのです。

**【有村委員長】**

よく分かります。先ほどの議論の一つである量から質へという御指摘のところへ関わるわけですが、どうしてもこのようなものも本来で言うならば、研修体制だとか、そういう先生たちの認識の問題、もっと言えば日々の授業の実践の在り方、子供の側に立った授業なのかどうか、そのようなところと関連させて、この方向性を検討しなければ意味がないような気がするわけです。

**【横井委員】**

学校の実践に任せ過ぎてもいけないと思う、そのようなテーマだと思いますので、バランスが大事なのかなと思います。

**【有村委員長】**

そうですね。少しきつい言い方になるかもしれませんが、とりわけ区市町村の教育委員会辺りに、そのような意味のコーディネートの仕方、構造化の仕方のリーダーシップを取っていただいて、このような数字が上がっているということは、研修会ではどのように見えていますかとか、あるいは授業でどうなっていますか、あるいは保護者との関わりはどうかと、具体的な指摘をしていただいて、それにどのような指摘があるのかを出していただけると、その方向性も明らかになるような気がしますので、そのような構造化が必要だという指摘があったと思うのです。そのような話を今、横井委員からもいただいているのではないかと思います。

林委員、お願いします。

**【林委員】**

第一のところについて、まず高等学校が 97%なので、うまくいっているところが非常に多いということが分かりますけれども、その場合、どんなプロセスがあるかを電話などでインタビューして、プロセスを聞いてモデル化してみるというのも一つあるかと思えます。

さらに3%のうまく徹底していないという高等学校もあるので、何が阻害しているのか、阻害要因をはっきり洗い出した方がいいかと思えます。成功例のプロセスモデルをうまくいっていないという学校に提供して、次の年にうまくいくかどうかを試してみるとか。

電話インタビューでできそうな内容なので、今後の方向性として、取組として、ぜひやっていただけたらありがたいなと思えます。よろしくをお願いします。

**【有村委員長】**

非常に具体的なお話をいただきました。成功例、あるいはうまくいっていないことを具体的にインタビューなりして、実体を明らかにするということですね、ありがとうございました。

他にどうでしょうか。はい、鈴木委員、お願いします。

**【鈴木委員】**

一般の教員から管理職への報告はかなり徹底されている印象があります。学校いじめ対策委員会では、その時点ではいじめかどうか分からない事例も報告されることになっていると思えますので、そういった報告があった場合、このような聞き取りをしたけれども、これはいじめではなかった、これはいじめであったと、どのようにいじめであるかどうかを判断したかと、プロセスがはっきり分かるかというのかなと思えます。

全ての学校に、それを書いてくださいというのはあまりにも大変ですので、サンプル調査、あるいは何か協力いただいて聞き取りをしてみるとか、そういった方向が一つあるのかなと思えます。

**【有村委員長】**

その判断をしたプロセスを明らかにするということですね。

私を知っている区の教育委員会でも、個別のケースの個表を用意して、それに細かく記録はされていて、それを教育委員会はきちんと把握して、またフィードバックをしていくということをやっているんで、成功例もあるようですね。今の御指摘もすごくありますので、そのような例を明らかにしながら、方向性を考えていただけるとありがたいと思えます。

どうでしょうか。次、2番のPDCAサイクル、年間計画のための課題抽出、それから外部人材の活用で、このような具体的な方策があるのではないかというのであれば、御指摘をいただきたいのですが、どうでしょうか。

私を知り得ているケースでも、学校によっては、特に外部人材の活用で、例えば授業

の中に弁護士の先生にいじめの講義をしてもらうとか、警察の方に非行防止の在り方を講義してもらうとか、そのようなことをやっているケースもありますが、そのようなことを紹介しながら、具体的にこのような課題分析の充実の仕方がありますよという辺りも提言するとよいかなと思うところがあります。

どうぞ、相川委員。

**【相川委員】**

いいですか。意見というよりも質問というか、私がよく分からないので教えていただきたいのですが、今、委員長がおっしゃられたように、こういうことに取り組みましょうということであれば、計画を立てやすいと思うのですが、他方でいじめに関する取組の進捗状況と言ったときに、先生が変わったり、クラスのメンバーが変わったりと、そのようなことで子供たちの人間関係はすごく可変的だと思うので、いじめ問題に対する取組は、最初に計画を立てて、それでやっていくというのにすごく馴染まない面があるのではないかという気がするのです。

その中で、計画立ててやっていくという時に、どのようなイメージでやっていけばいいのかという辺りが、私自身もよく分からないところがあって。もう少し個別のところにと落とし込むと、先ほど、横井委員の資料にあったようにアセスメントしてというような辺りがイメージできてくるのですが、それをもう少しクラスや学校レベルになった時に、どのようにやるのかと、なかなかイメージが難しいと思うのです。

**【有村委員長】**

そうですね。どうぞ、鈴木委員。

**【鈴木委員】**

おっしゃるとおりで個別だけではなくて学校全体をアセスメントする必要があるかと思います。毎年、学校の状態をアセスメントするということです。教員集団は異動があります。その結果、どのように関係性が変化したでしょうか。学年集団、学級集団、保護者の集団、それらがどのようにお互いに影響し合っていくかという、学校自体をアセスメントするという視点がとても必要だと思います。

それに基づきながら、学校は子供たちが大きな安全の中で少しの危険に挑戦する場でもあると思いますので、そのリスクをきちんと見立てて、どのような子供がハイリスクになるのか、どのような学級がハイリスクかという視点を持ちながら、学校の年間教育計画と照らし合わせながら見ていくというのが、一つ役に立つかと思っています。

ですので、確かに毎年決まったワンパターンの計画を、そのまま1年間できるというものではないかと思います。

**【有村委員長】**

そうですね。相川委員、鈴木委員の意見を聞いて、そのとおりだと思いますし、いじめ問題というのは、PDCA 通りにはいかないですね。最初から角度や見方によって変わってきたりする。ですから、見立てとPDCAをどのようにして関連付けるか。

本当に余計な話ですけれども、教育学の一つの考え方の中に、工学的アプローチと羅生門的アプローチを30年ぐらい前にやられたことがあるのですけれども、いわゆる工学的、きちんとプログラムを組んでやれる、系統的な学びをするのが有効なわけですが、そうではなくて混沌とした状況をどうやって一つの事実を見るかという時に、見方によって全然違う見方をするわけです。

これが、龍之介が言っている、藪の中の物語の話、羅生門的アプローチになるわけですが、そのような事実に対して多角的な見方をどうするのかという見方がいじめ問題には必要です。ですから、私は先ほどからケース研究とか臨床的研究が重要だということをお願いなのですが、その事象をどう見るかというのは、見方によって全く違って来るわけです。

一つは、私たちがある種の混乱というか、学んだことというのは、いじめの法律が平成25年にできました。その時にいじめの概念がグッと広がった気がするのです。社会通念から広がった感じがする。これは都教委も捉えて表現をしているわけです。

そのようにいじめ問題というのは非常に混沌としている事柄だけに、計画通りいかなかったから、これはこうだと無理に押し付けられる問題でもない。そのところを学校の、とりわけ校長先生やリーダーである先生が、どのように判断したり、方向付けしたりするか。やはり実態をよく見て、柔軟な対応といいますか、ケースに置いた見方というのをする必要はあるなと思っていました。

その辺りがPDCAを改善するとき、いろいろなことが絡んで、私はあまり頑なにそれにこだわるなど。もう少し柔軟に子供のケースに応じた見方があるのではないかと。それを問うてほしいと言いたいのですけれども、そのような方向性を考えて課題分析をしていただくとありがたいなと思っているということを申し上げました。

どうですか、横井委員、お願いします。

#### 【横井委員】

私も同じことを言うてしまうかもしれないのですけれども、生徒指導の先生であるとか、年間計画を策定する、具体的な先生がおられますよね。その先生がどうやって学校の中の子供の問題を多層的に見るか、捉えるかということがとても大事で、そこが計画策定のスキルになると思うのです。そのスキルアップかなと思っていて。スキルをやはり広げたり深めたりする上で、外部人材が生きるのではないかと思うのです。

つながり方としては、策定する中核におられる先生方が、いかに外部人材と具体につなぐって子供の問題を捉えるかとか、対策をどのようにすればいいのかという具体策、プランを作る時にヒントをもらうか、ということなのかと思います。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。ヒントの与え方みたいなものにも御指摘を受けました。

藤平委員、お願いします。

#### 【藤平委員】

重複しますけれども、私もこのPDCAのPのところがやはり大事で、P、Planを作る上での根拠になるものは何かということを考えること自体が大事だと思います。

横井委員が、中核的なそのような方がいらっしゃるということで、そのような人が中心になってやられるのだけれども、もう少し下ろして、学年ごとに、先生方全員で話し合っ、今年度はこうだったから、次年度こうだとか。作った上で、なぜこのプランを作ったかと外部に公開できるように、説明できるようにしていけばよいかと。

あとは、臨機応変にと有村委員長がおっしゃっていましたので、東京都の学校は違うのかもしれないですけど、一般的に年間指導計画を作ると、今年のものを作っているから、途中でもしかしたらプランが違うのではないかと気が付いたとしても、それは来年の課題として、来年から変えようというようなところがあるのではないのでしょうか。学期ごととか年間ごととか、きちんと決めることではなくて、これがおかしいと思ったら、5月の途中でも6月の2週目でも、臨機応変に変えていくのが大事なのかなということだと思います。

整理しますと、PDCAのPlanのところ。PDCAというよりは、もしかしたらR-PDCAとよく言いましたよね。リサーチしてからPDCAに行くのだという。ResearchのRとCheckのCとは意味合いが違って、それがクルクル回ると思うのですけれども。そのクルクル回るのが1年ごとではなくて、もしかしたら1日ごとでもクルクル回って、午前中やっていたことがおかしいから、午後からこうしようというのが、PDCAを回すことではないかと思いました。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。Rの存在ですね。林委員、お願いします。

#### 【林委員】

そうですね、私はCのところも注目していて、Checkのところの項目があるかどうかで、この指標として学校評価の項目も書かれているので、この場合、これは6月の段階の調査なので、今後の方法を考えるに当たっては、多分、Planで継続のAプラン、抜本改革のBプランのような、二つ方向性が考えられると思っています。第一の方は年度末の段階で、学校評価の項目の中にいじめ問題に関する項目が入っているかどうかという結果によって、この6月の調査の結果、学校評価の項目に変化があつて、いじめ問題について十分に学校が取り組むようになった場合には、この調査を継続したらよいと思います。

6月の段階で91%ですから、9%の学校が学校評価にいじめ問題の対策が設定されていないとあるので、その調査に関わらず、いじめ問題の対策が学校評価に入っていないのであれば、今まで出たような新たな方法、あるいは今まで出ていないものであつても、効果的なものを入れていかなければならないだろうと思うので、3月の結果と年度末の学校評価の項目と、この調査の差がどのくらいあるのかを見た上で、Aプラン、B

プランのどちらを取るかと、どのような方法を取るのか決めた方がいいのかと思いました。

**【有村委員長】**

ありがとうございました。今の具体的な、あと 10%近くの数値の取扱というのは、Cが大切だと指摘いただきました。

他の委員の皆様、どうでしょう。他の項目でいいと思うので、あと 10分ぐらいしか時間が無くなりましたので大変申し訳ないのですが、何か指摘があったら、どうぞおっしゃっていただきたいと思います。

もし、よろしければ、坂田委員、少し強引で申し訳ないのですが、皆さんお一人ずつ、どこかの視点でこのような方向性を考えたらいいのではないかというのがあれば、一つほど御指摘いただいたら助かるのですが、よろしくをお願いします。

**【坂田委員】**

分かりました。私は6番の、具体的に学校の発信と保護者と子供の受け止め方に乖離というのが指摘されている課題なので、それについて少し考えてみたのです。

これは国のガイドラインの問題もあるのですが、いじめ防止基本方針等を学校のホームページで開示すると書いてあるのです。これはすごく一方的な開示だけで終わっているの、これを開示したことをもって情報公開にはなるのだけれども、保護者や関係機関と連携が深まったということには、私は決してならないと思っているのです。

ですので、情報公開としてのホームページでの開示と、学校と保護者、あるいは関係機関との連携としての内容の協議というのは、分けて考えなければならないのではないかと。

ここに書いてありますけれども、PTAとかそのような時に、PTA総会などで、あるいは学校懇談会で保護者の人とこのようなものについて話し合いましたということが本来の連携であって、ホームページというのを入れてしまうと、この数値は高止まりで終わるのではないかと考えています。

ですので、もう少し具体的に踏み込んだ、双方向の情報のやりとりをもって連携とする必要があるのではないかと考えてまいりました。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。双方向の連携が大切ですね。

**【有村委員長】**

よろしいですか。もし、よければ橋本委員、お願いします。

**【橋本委員】**

すみません、私は警察の視点からなので、これという合致するところはなかなか難しいかと思うのですが、連携の部分であるとか、学校での共有、指導という部分においては、今までこの会議で何回かを通じて、警察での取組というのをお話してまい

りましたので、その辺りを皆様方のお力添えいただきながら、浸透していければいいかなと思います。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。そうですね、今までは警察のいろいろないじめの具体的な例なども教えていただきましたので、それがここに出てきたということでございます。

では、相川委員。

**【相川委員】**

私がつけ加えるとすると、この七つの項目の中で、やはり5番のところをすごく大切にしてほしいなと思っているのです。いじめは駄目ですよというのはもちろんそうですけれども、いじめが駄目だというだけではなく、ではどのようにしたらいいのかという時に、やはり生徒一人一人を大切に先生であってほしいし、子供たち同士も互いに尊重して、自分の価値も分かるし、お互いを大切に楽しく学べて、自分も成長しているということを実感できるような日々があれば、健全なプロセスが回転していき、病理現象はあまり起こらないということになるのではないかと。そこをどうしていくかを、ぜひ協調していただければいいなと。その価値を確認していただければいいなと思います。

そのところで、私たち法律家の立場からすると、子供の権利の観点と言いますか、そこを人権教育というのか、子供の尊厳をきちんと、先生も学ぶし、子供たちにも理解してもらおうということが大切だということ認識していただければ、ありがたいなと思っています。

**【有村委員長】**

おっしゃるように子供時代の権利というのは、やはり授業をきちんと分かる権利というか、学ぶ権利だとして、今、改めて相川委員に御指摘いただいたところです。

横井委員、お願いします。

**【横井委員】**

1番から7番まで全部関わるのですけれども、まだ初動が弱いかなと思っています。先ほどもアウトリーチをする、そしてキャッチするという段階での関わり方のスキルであるとか、報告、連絡、相談の回し方とか、その辺りにまだ課題があるのではないかと考えています。

対策、取組の方向性としては、例えばシミュレーションするフローチャートだとか、演習の教材だとか、そのようなシミュレーションや演習をできるような教材、機会といったものをもっと少し開発されてもいいかと思っています。

**【有村委員長】**

今の初動の話があって、私もつい1か月くらい前にある中学校の研修でお邪魔したときに、初任者の先生が、生徒のいじめ問題で苦しんでいて、その先生はやはり学年主任や副校長の助言があったのかもしれませんが、自分で、時系列で記録を取るのですけ

れども、それを自分がどう捉えたのかというのを構造化しているのです。自分なりにシミュレーションして、精査して関わる。それが自分の専門の社会科の授業にも生きてくるというのを発表していましたけれども、素晴らしいなと思いました。まだ1年経っていない教員でした。

やはりそのような初動の時に、例えば周りの先生が、これをこのようにして構造化したらいいよ、まとめたらいいよという、少しのアドバイスがその先生を生かしている気がして、なるほどと思い、初動の大切さですね。そのような敏感さ。これは人権感覚の問題にもなると思うのですけれども。

**【横井委員】**

スキルと構造が見えているかどうかの両方あると思うのです。

**【有村委員長】**

そうですね。スキルと構造が見えていることの大切さですね。

では、鈴木委員、お願いします。

**【鈴木委員】**

本当に皆様がおっしゃったとおりで、量より質というのは、日々感じております。スクールカウンセラーの全員面接にしても、非常に限られた時間、資源の中で工夫しながら、今やっております。

これ自体が、いじめを発見することが目的ではなく、相談しやすい、スクールカウンセラーの顔を知ってもらうというところがあるのですが、ただ、これにより、私自身の経験から言えば、いじめの相談は実際にありました。ですので、有効に伸びてきている部分はあるのかと思いますが、学校によってはまだまだその意義について、管理職の理解によっては、非常に工夫が必要というところもあります。

全体から見ますと、やはり私はここから先は、個別のものも非常に大切かなと。ケース会議というものがあるのですけれども、ケース会議を情報共有で終わらせないためにというのが施策として一つ、3あるいは6、7の辺りに入ってくるのかなと思います。

ケース会議でよくあるのですけれども、「困ったね。」という情報を各機関出し合いまして、「見守りましょう。」で終わってしまう。これではケース会議がもったいないと思いますので、ケース会議の質を上げていくということが、いじめに関わらず、どの問題でもそうだと思いますが、必要だなと感じています。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。ケース会議の重要性をお話いただきました。

はい、藤平委員。

**【藤平委員】**

相川委員がおっしゃられたように、私もこの5番のところがすごく、まずここが大事かなと思います。その時に念のため、皆様と共有したいというのは、いじめを起こりにくくするために、魅力ある授業をするということではないという。いじめを起こりにく

くするために算数や英語の授業をするわけではなくて、先生であれば誰でも当たり前のように分かる授業、楽しい授業、みんなで認め合う授業とか、そのようなことをやることにより、結果的にいじめが起こりにくくなっているというのが、ここだと思うのです。

起こりにくくするというのは、どちらかというところ治療的予防というか、今、言った本当に楽しいことをやって結果的に起こるといくことで、教育的予防と分けているところだと思うのですけれども、そこをしっかりと伝えるということだと思うのです。

そう考えると、先ほどの構造的なところも、林委員がきれいに整理してくれましたけれども、そこにやはり早期発見のところと初期対応のところ、もしかしたら分けて入れるというのにも必要になるのかなと思ったところです。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。非常に大事な指摘をいただきました。

私も最後に言わせていただきたいのですけれども、5番にある日常の授業ということで、子供の自由な発言を通して、子供の問題意識を高めると。いわゆる子供が自ら問いを発する力が今の教育課題だと思うのです。

ですから、そのような意味では、ここの数値に出ております、「どちらかと言えばそう思わない」とか、「思わない」という数値が、両方合わせると小学校で23.1、中学校で27.5ですから、少し厳しい言い方をしますと、できればプロの教師であれば、これをゼロにしなければならないわけです。

東京都の先生もこれは絶対にゼロですと、ありませんとならなくてはおかしいと思うところがある。それは理想論にしても、やはりその授業というのは、子供に向き合ったときに、1人の子供にも、子供と一緒に考えたら分かっているし、子供の疑問と一緒に解決したいというのが私たちの姿だと思います。

私も大学の教員として、学生たちとそのような向き合い方ができるようにしようと努力している1人として、至らないのですけれども、東京都の先生方にここの数値がゼロに近付いてほしいというか、ゼロになってほしいということが、やはりいじめ問題の予防になるのではないかと考えています。そのような方向性がある、具体的に考えてということをお願い、私の意見として提案させていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。進めてまいりましてけれども、皆さん、どうでしょうか。もう一点、この点を言っておきたいということがあれば、どうぞ御指摘いただきたいと思うのですが、どうでしょうか。どうぞ、林委員。

#### 【林委員】

資料3の下から2行目の重大事態のところも重要かと思っていて、様々ないじめのことを敏感に察知していくことが重要なのですが、一方で重大事態が起きないようにという方向で、重大事態一つずつを丁寧に見直してみて、どのようなことがあれば起き

てしまうのだろう、防ぐにはどうしたらいいのだろうかという、質的な事例研究を深めていくことも重要なこと、この資料3を見て思いました。失礼しました、以上です。

**【有村委員長】**

そのような意味で、私たちの方でまた去年ですか、東京都で平成29年にまとめた青色の総合政策の実践のプログラムにその例も出ていますので、このようなものを活用しながら、重大事態をどう学ぶかというのも大事な指摘だと思います。

もっと時間があれば議論をしたいところもたくさんあったと思うのですが、時間が来てしまいましたので、またこの課題の続きにつきましては、次回にしたいと思っております。今日の皆さんの充実した議論に、非常にうれしく思っているところでございます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了します。事務局の方でございましたら、お願いいたします。

**【事務局（渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当））】**

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。最後に2点、事務連絡をさせていただきます。

1点目は次回の会議の日程等についてです。第6回の会議につきましては、令和2年5月以降に実施したいと考えております。改めて電子メール等で参加可能な日程を確認させていただき、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目は会議録についてです。1か月後を目途に会議録の案を委員の皆様メールアドレスに送信させていただきますので、5日程度の間で内容を御確認いただきまして、修正等がある場合には御連絡をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。ありがとうございました。